

事務連絡
令和 7 年 2 月 3 日

全国森林組合連合会
担い手雇用対策部 殿

林野庁経営課
林業労働・経営対策室

就職氷河期世代及び林業と福祉の連携への対応について

日頃より林野行政の推進に御理解と御協力を賜り、お礼申し上げます。
さて、標記について、就職氷河期世代及び林福連携への対応について以下の
とおり引き続き取り組む方針ですのでお知らせします。

記

1 就職氷河期世代への支援について

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、令和 7 年度以降の就職氷河期世代への支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援することとしている。このため、「緑の雇用」担い手確保支援事業の実施にあたっては、就職氷河期世代の就業を支援することとしており、就職氷河期世代が優先してトライアル雇用研修及びフォレストワーカー研修を実施できるよう配慮するものとする。

就職氷河期世代とは、「バブル崩壊後の新規学卒採用が特に厳しかった 1993 年～2004 年頃に学校卒業期を迎えた世代」（平成 31 年第 5 回経済財政諮問会議資料）を指す。※浪人・留年がない場合、令和 7 年 4 月 1 日時点で 大卒 43 ～54 歳、高卒で 39～50 歳となる。

2 林業と福祉の連携を促進する対策について

福祉との連携については、政府が農福連携等推進ビジョンで林業と福祉とが連携した取組への参画を働きかけることとしている。このため、トライアル雇用研修において、林福連携に取り組む経営体が障害者を雇用して研修を受けさせようとする場合には、優先受入枠を設定する。

また、障害者雇用の状況をトライアル雇用研修、フォレストワーカー研修、多能工化研修（造林作業及び伐採作業等の技術等の習得）に係る優先配分の条件とする。